

180日超入院に係る選定療養費

平成14年4月の診療報酬改定により、180日（他の医療機関で3ヶ月以内に入院された期間を通算する）を超えて入院されている場合、これまでの一部負担金以外に入院医療費（入院基本料）の一部を負担していただくことが法律で定められております。（「健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養」平成14年3月8日厚生労働省告示第79号）

◎入院期間の確認と退院証明書の提出

当院に入院されるまでの3ヶ月間にどれくらいの期間、他の病院（診療所）に入院していたかお分かりでない場合は、以前に入院されていた病院（診療所）にお問い合わせの上、主病名と入院期間をご確認ください。また、以前の退院に際して「退院証明書」が発行されていた場合はご提出をお願いします。

◎正確な入院履歴の申告と損失費用の請求

この制度では、患者さんは入院時にご自分の入院履歴を正確に病院（診療所）に申告することが義務づけられており、入院履歴等について虚偽の申告を行った場合には、それにより発生する損失（選定療養費用）について、後日費用の徴収が行われる可能性がありますので、十分にご留意ください。

★患者さんは入院医療費の一部負担以外に負担が増えることとなりますが、医療機関は本来の保険収入から選定療養費用分が差し引かれますので、医療機関の収入増になるわけではありません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

令和元年10月1日から 180日超入院に係る選定療養費

**180日を超えた日から
2,728円（税込み）／1日つき**

